### 令和6年度富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度富士宮市若者チャレンジ支援施設管理運営業務

## 2 業務の目的

富士宮市では、第2期富士宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、持続可能なま ちづくりを目指し、関係人口の創出や移住・定住人口の拡大、まちの魅力の創造・発信、地 域に根ざした人材の確保に向けた施策を展開している。

これらを推進するためには、空き家の活用や地域で働く人が交流できる環境づくり、地域住民・移住者・移住希望者の交流機会の充実、同世代・異業種の交流の場の創出等、市民・団体・企業が連携して、地域内外の人の交流を促進しまちの活性化を図っていく必要がある。

また、本市においては富士山の豊かな資源を活用した産業が発展してきたが、少子高齢化・人口流出が進んだ結果、担い手不足に起因する様々な地域課題が深刻化している。

これを打開するためには、今後、地域の担い手となり得る市内外の若者世代(高校生~30代)をメインターゲットとし、アイディアの実践を伴走支援しながら地域住民や企業、団体、地元商店街などとの接点をつくることで、関係人口の創出や移住・定住、短期滞在等を支援しながら、地域や行政への参画を促進する必要がある。

そこで、本市の新たな地域活性化策として、若者が自身の夢やビジョンに向かって一歩踏み出し、チャレンジする機会を作るため、官民が連携し、それを支援する「場」を創出することを目的とする。

また、本事業は社会実験として実施し本施設の実験的利用・試行を行うことで、今後のまちづくり施策のニーズ調査及び可能性調査としても活用する。

#### 3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 4 業務場所

富士宮市若者チャレンジ支援施設 当該施設は、(1)及び(2)を一体的に活用するものとする。

#### (1) 物件

所 在 地:富士宮市中央町7-15 1・2階部分

敷地面積:187.26 m²

床面積:1階 131.25㎡ 2階116.20㎡

#### (2) 隣接土地

富士宮市中央町7-16

敷地面積:345.36㎡

※ 詳細は別紙施設概要を参照

#### 5 委託料

見積上限額 8,880,000円(消費税及び地方消費税含む。)

(内訳)施設初期整備費用 2,000,000円程度

(施設改修、リノベーション、設備・備品の設置含む。)

施設維持管理費用 3,880,000円程度

(施設運営管理人件費含む。)

企画・運営費用 3,000,000円(上限)

- (1) 対象となる経費
  - ① 施設初期整備費用 施設の内装改修費、設備設置費、備品取得費
  - ② 施設維持管理費用
    - ア 施設管理に従事する者の人件費
      - i 給与、賃金
      - ii 加入基準を満たす場合の社会保険料等
    - イ 施設用消耗品費
    - ウ 光熱水費
    - 工 施設警備委託料
    - オ 空調設備保守
    - カ 建築設備定期点検
    - キ 消防用設備等保守
    - ク インターネット関係費用(wi-fi環境整備など)
    - ケ 駅前通り商店街共益費(月額3,000円)
    - コ 富士宮市と協議して認められた経費
  - ③ 企画・運営費用
    - ア 報償費 (講師謝礼等)
    - イ 旅費(出張旅費・講師旅費等)
    - ウ イベント等企画運営に係る人件費等
    - エ 消耗品費
    - オ 通信運搬費
    - カ 保険料
    - キ 物品や機材等の賃借料
    - ク PR・告知等に係る費用
    - ケ 富士宮市と協議して認められた経費
- (2) 対象とならない経費
  - ① その他、本事業との関連性が認められない経費
  - ② 国、地方公共団体の補助金等により既に支弁されている経費

### 6 委託業務内容

本委託業務は、上記の目的を実現するため、富士宮駅前コワーキングスペース (connected studio i/HUB)、地域住民・学生、地域おこし協力隊員、にぎわい交流等に関わる団体等

と連携して実施することを前提条件とし、ターゲット層(高校生~30代の若者世代・移住希望者・地域住民)と地域住民・企業・団体の交流機会を創出するための企画立案・設置・運営・維持管理、利用者の確保、利用者等への実態調査を社会実験として実施するもので、以下の内容とする。

なお、実施方針は、次年度以降の本格実施を見据えた運営方法、調査内容とすること。

(1) 業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) 対象物件及び空き地の現状調査等

本業務で活用する対象物件の現状や法令制限等の詳細を調査して把握すること。なお、 用途は以下の範囲を逸脱することのないようなものとすること。

施設用途:事務・会議スペース、交流スペース、チャレンジ実践スペース 地区計画:中央駅前地区計画区域(富士宮市景観計画・景観重点地区)

(3) プランナー業務

対象物件の活用事業の実施を支援するため、下記に示す総合的な調整等を行うこと。

① チャレンジ支援施設の企画・立案

本事業の実施に向けた企画書を作成し、委託者の承認を得ること。なお、以下の機能は必ず設けるものとする。

- ア 本施設の管理運営事務所
- イ 地域おこし協力隊 (隊員・短期滞在・インターン生) や連携協力団体の活動場所
- ウ 高校生・大学生(ゼミ・大学コンソーシアム等)の活動場所
- エ 若者のチャレンジを支援及び実践するイベントの実施
- オ 利用者と地域が連携・協働できるコンテンツの企画運営・実施
- カ 利用者同士の交流を促進する機能
- ② チャレンジ支援施設の初期整備

本業務の目的を達成するための施設整備(改修・リノベーション、備品の整備等) を行うこと。

- ア 施設整備(インターネット環境の整備を含む。) は受託者において行うこと。
- イ 施設の設備・備品等については、業務委託完了後、すべて市に帰属するものとすること。
- ウ 施設整備に当たっては、建築基準法、消防法、都市計画法、景観法等、関係法令に 適合するものとし、事前に富士宮市と協議の上整備を行うこと。

なお、建築基準法及び消防法に関する初期整備、看板設置については、富士宮市に おいて実施するものとする。

- ③ チャレンジ支援施設のオープニングセレモニーの実施(8月頃) 本施設の運営開始後、関係者を招待しオープニングセレモニーを開催すること。
  - ア オープニングセレモニー、テープカット等の実施
  - イ 記念品の制作・配布
  - ウ 連動イベントの実施
- ③ チャレンジ支援施設の運営

- ア 運営期間は7か月以上とし、富士宮市と協議の上決定すること。
- イ 利用者等の交流促進や安全な利用環境を確保するため、施設開設時には常駐スタッフを配置すること。
- ウ 運営中においても、積極的な利用を促す企画や広報を実施し、新たな働き方やビジネスの創出を推進すること。
- エ 地域おこし協力隊や大学生等の若者が利用する場合、またには、富士宮市と調整 の上、施設を開設すること。
- ③ チャレンジ支援施設の維持・管理

当該物件・空き地の維持管理に係る業務を行うこと。

- ア 施設の清掃
- イ 消耗品等の補充
- ウ 消防用設備保守点検
- エ 建築設備定期検査
- 才 空調設備保守点検
- カ 施設警備業務
- キ 防火対象物法定点検
- ク 駅前通り商店街・共益費 (月額3,000円/施設開設後)
- ケ その他施設の維持管理に係る業務
- ④ 各コンテンツの企画・実施

(3)①の企画書の内容に基づき、コンテンツの企画及び参加者の募集を実施すること。 なお、イベント・セミナー等の開催は6回以上とし、日程及び内容等は富士宮市と協議の上決定すること。

⑤ チャレンジの実施支援

各種コンテンツへの参加者のチャレンジについて、その実施を伴走支援すること。また随時、委託者に経過報告すること。

- ⑥ 連携・協力事業者の発掘
  - 本事業への連携・協力事業者を随時発掘し、連携協力体制を構築すること。
- ⑦ まちへの波及効果を生む活動

富士宮市チャレンジ支援施設周辺の公共空間も含めた活用や、近隣商店街との連携など、まちの活性化へ波及するものとなるような活動を実施すること。

(4) 利用者等のニーズ・実態調査

本業務について、実施状況、受託者の経験、利用者に対するアンケート調査等を元に、 ニーズや実態をハード・ソフト両面から検証すること。検証結果から、今後に向けた運営 上の課題や方向性等を整理すること。

(5) 情報発信

積極的な利用を促す企画や広報を実施し、若者の参画や移住・定住の推進、関係人口の 創出につなげるための情報発信を実施すること。

(6) 打ち合わせ

本業務を円滑に遂行するために必要な打ち合わせを月1回以上実施し、毎回の記録を 作成すること。なお、打合せはオンラインでも可能とする。 (7) 業務報告書の作成

本業務の成果を取りまとめた業務報告書を作成すること。

## 7 成果品

業務報告書(A4版、ファイル綴じ(インデックス付き)) 2部

# 8 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、富士宮市と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、富士宮市の支持するところによるものとする。
- (2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、富士宮市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、富士宮市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (5) 本事業が完了したときは富士宮市の定める方法により業務完了報告書を提出すること。